

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公開番号】特開2016-2196(P2016-2196A)

【公開日】平成28年1月12日(2016.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-002

【出願番号】特願2014-123636(P2014-123636)

【国際特許分類】

A 47 K 3/28 (2006.01)

B 05 B 1/02 (2006.01)

B 05 B 1/34 (2006.01)

B 05 B 1/18 (2006.01)

【F I】

A 47 K 3/22

B 05 B 1/02 1 0 1

B 05 B 1/34 1 0 1

B 05 B 1/18 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月24日(2017.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水道水を通すホースに一端が接続するとともに他端に開口を形成したヘッド部を有し、内部に水道水を通す流路を備え、手により把持される本体と、

前記ヘッド部の内部に固定される中央に穴が穿設された底板と、

前記底板に載置され内部にマイクロバブル生成流路を形成したマイクロバブル生成器と、前記底板と前記マイクロバブル生成器の間に位置し前記水道水を旋回させ流速を上げる偏芯穴を備えるトルネードプレートと、

前記マイクロバブル生成器を収納した上で前記底板とともに前記ヘッド部内に固定される押さえ板と、

前記ヘッド部の開口側に嵌められ内部に前記マイクロバブル生成器を収納する筒状のキャップと、

からり、

前記底板が、

円盤状の底部と、前記底部の上面に立設し中央に流路を備え内部に段差部を有する筒状の内縁と、前記底部の外周に立設した外縁とからなり、

前記内縁と前記外縁の間に前記押さえ板の端部が位置するとともに、前記流路内に前記トルネードプレートが嵌められ、前記段差部で前記トルネードプレートを係止することを特徴とする散水板を備えることなく、使用者がシャワー体感を得られるシャワーHEAD。

【請求項2】

前記キャップの長さが、

前記マイクロバブル生成器の長さより長いことを特徴とする請求項1に記載の散水板を備えることなく、使用者がシャワー体感を得られるシャワーHEAD。

【請求項3】

前記マイクロバブル生成器が、

前記押さえ板の穴内に収納され、前記水道水の入口側端部から中心部にいくにしたがって内径が徐々に狭まる第一流路を備え、外周面には端部側に第二凸条、前記第二凸条より中心側に第一凸条を備え、前記第二凸条と前記第一凸条の間が窪んだ溝となる第一筒部と、前記第一流路に接続する第二流路を備える第二筒部と、

前記第二流路に接続し出口側他端に向け内径が徐々に広がり端部が水道水をシャワー状に吐出させる噴出口となる第三流路を備える第三筒部とからなり、

前記第一凸条が前記押さえ板内に係止され、前記溝にパッキンを備え、

前記押さえ板と前記マイクロバブル生成器との隙間をシールすることを特徴とする請求項1に記載の散水板を備えることなく、使用者がシャワー体感を得られるシャワーへッド。

【請求項 4】

前記トルネードプレートが、

前記マイクロバブル生成器の第二凸条端部で押圧され、位置固定されることを特徴とする請求項3に記載の散水板を備えることなく、使用者がシャワー体感を得られるシャワーへッド。